

## ハラスメントを起こさないために

私達はお互いが対等なパートナーであることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、相手の立場に立って考え行動することが人間関係にとって必要なルールです。相手を力関係で支配したり、心理的に圧迫したり身体的に傷つけるようなことは、絶対にしてはなりません。

たとえ行為者本人が意識していない場合でも、相手にとってはそれがハラスメントだと受け止められることがあります。社会的・文化的・宗教的な差異がある場合、育った環境や、性別や年齢等の違いによっても、相手がそれを「望まない言動」だと受け取ったら、それがハラスメントになることに注意しましょう。

また、相手も自分も豊かな個性をもつ独立した対等の人格であることを常に意識し、固定的な観念をなくしていくことが、新しい社会を作り出すことにつながるのです。

ハラスメントを起こさないためには、何よりも独りよがりの判断は避け、相手の立場に立つことが大切です。

## ハラスメントの法的根拠

- 男女雇用機会均等法第 21 条
- 人事院規則 10-10
- 文部省訓令第 4 号
- 民法第 709 条

等

## 聖カタリナ大学・同短期大学部ハラスメント相談員

あなたが最も相談しやすいと思う相談員に相談してください。相談員との相談は直接訪問・電話・手紙等のいずれの方法でも可能です。プライバシーは厳守します。

### 相談員氏名

所 属	氏 名	内線番号
人間健康福祉学部	村 上 佳 子	1410
人間健康福祉学部	高 藤 真 作	1515
人間健康福祉学部	鈴 木 茂 久	1603
人間健康福祉学部	上 田 裕 子	2303
看護学 研究科	二 宮 寿 美	2508
保 育 学 科	遠 藤 文 子	1311
保 育 学 科	戸 井 和 彦	1303
総 務 課	中 武 勇 人	1113
学 生 支 援 課	名 村 文	1143
看護学科事務部局	正 岡 祐 子	2105

2023年度

## 相談員に相談しよう

- 相談は匿名でも受けられます。
- 相談員はプライバシーを厳守するとともに、あなたに不利益が生じないように十分配慮をします。
- あなたに必要な情報を提供します。
- さまざまな選択肢の中から、あなた自身が納得できる解決方法を一緒に考えましょう。

聖カタリナ大学  
聖カタリナ大学短期大学部

キャンパス・ハラスメントを  
起こさないために

聖カタリナ大学は、キリスト教的世界観と教育理念に基づいて、世界の文化と社会の発展に貢献する若者の教育に専念します。真理なる神を愛し、真理に養われた愛で人々に奉仕するという本学の建学の精神に基づき、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする大学におけるすべてのハラスメントを人権侵害であるとの認識に立ちます。

(セクシュアル・ハラスメントの予防・救済・対策のガイドラインから抜粋)

2023. 4



## ハラスメントとは？

ハラスメントとは、勉学・研究・課外活動・勤務などの関係において、優位な地位や力関係を利用して行われる他の人を不快にさせる言動のことです。行為者本人が意図するとしないうえに、相手や周囲の人に不快な言動として受け止められ、相手方に苦痛や不快感を与え、個人の尊厳と環境を著しく損なうことをいいます。

### セクシュアル・ハラスメント

性的言動、掲示物などによって周囲の人間に不快感を抱かせ、勉学・研究・職務上の環境を損なう環境型や、職務上または研究・教育上の地位を利用して、単位や指導の見返りに本人の望ましくない性的要求をし、それに応じたか拒否したかによって勉学・研究・職務上の利益、不利益に影響を与える地位利用・対価型などがあります。

このほかセクシュアル・ハラスメントは、さまざまなタイプがあります。大学構内・授業中（学外実習含む）などのキャンパス内だけでなく、クラブやコンパなど課外の場でもセクシュアル・ハラスメントの意図があったかどうかに関わらず、不快に思う者がいる限り、セクシュアル・ハラスメントとみなされます。

また、セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対する場合だけでなく、女性から男性へ、同性間でもありえます。

### どんなものがセクシュアル・ハラスメントなのか

#### 【環境型のセクシュアル・ハラスメント】

相手方の意に反する性的言動を行うことにより、勉学・研究・職務上の環境を損なうことが、これに当たります。次のような具体例を挙げることができます。

#### 1. 性的な関心、欲求に基づく性的な内容の発言

- ※ スリーサイズを聞くなどの身体的特徴を話題にすること
- ※ 聞くに堪えないような卑猥な冗談を交わすこと
- ※ 相手の性的魅力や自分の抱く性的関心に関わる事柄を話題にすること
- ※ 性的な経験や性生活について質問すること
- ※ 特定個人の性に関する風評を流すこと

#### 2. 性的な関心、欲求に基づく性的な行動

- ※ ノードポスター等を職場に貼ること
- ※ 雑誌やパソコンディスプレイ上の卑猥な写真・画像、記事等をわざと見せたり読んだりすること
- ※ 相手の身体の上から下まで、長い間じろじろ眺めたり目で追ったりすること
- ※ 食事やデート、性的な関係をしつこく迫ること
- ※ 相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪など）に意図的に触れること
- ※ 性的な内容の電話をかけた、性的な内容の手紙、Eメールを送ること
- ※ 浴室や更衣室をのぞき見すること

#### 【地位利用・対価型のセクシュアル・ハラスメント】

職務上または教育・研究上の地位を利用して、もしくは、利益または不利益を条件に、性的要求をすること、およびそれへの対応によって相手に勉学・研究・課外活動・勤務などに関する利益または不利益を与えることが、これに当たります。具体的には、前述の環境型セクシュアル・ハラスメントで指摘した言動を、次の項目に掲げる方法で行うことです。

1. 教育・研究上の指導や評価あるいは利益・不利益の与奪、人事権および業務指導権の行使等を条件とした性的働きかけをすること。
2. 個人的な性的要求への服従または拒否を、教育・研究上の指導や評価あるいは学業成績などに反映させること。
3. 個人的な性的要求への服従または拒否を、人事および勤務条件の決定や業務指揮に反映させること。
4. 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。

### パワー・ハラスメント

力関係において、上位の者が下位の者に行うハラスメントであり、この場合には上位の者が加害者となります。

- ① 上位の役職にある者が、下位の者に対して役職上の権利を行使して業務上または私生活全般にわたり、いやがらせやいじめとなる言動を行う。
- ② 学生同士で、上級生が下級生に対して苦痛となる命令や指示などの、いやがらせやいじめとなる言動を行う。
- ③ 多数の者が、少数者または単一人に対して、多数による力を利用して、苦痛やいやがらせ、いじめとなる言動を行う。
- ④ 職務上特別な権限を有する者が、その権限を背景に、他の者に精神的・身体的苦痛を加える言動を行う。

### アカデミック・ハラスメント

大学における地位の優越性を利用したハラスメントをアカデミック・ハラスメントと特別に位置づけ、特に教育・研究にたずさわる者（教員、職員、学生）に、教育研究機関特有のいやがらせやいじめの言動があり、不快な就学環境が形成されることをいいます。

### モラル・ハラスメント（文化）

大学では全く異なる文化の中で育ってきた多くの人達が、同じキャンパスの中で学生生活や教育研究活動を送っています。

そして、それぞれの文化には価値観や慣習の違いがあり、同じ行為であるにもかかわらず、その文化的な背景により、相手を傷つけ苦痛を与えるハラスメントになることもあります。

このハラスメントとなることを防ぐには、相手の文化や相手の価値観を基準に考える姿勢と、理解する努力が必要です。

特に外国文化の中で育った教員や留学生の方への配慮を十二分に行い、相手を不用意に傷つけない国際的な知識とモラルを持つことが大切です。

## ハラスメントにあったらどうするか

#### ◇ハラスメントを受けていると感じたら・・・

あなたは、自分を責める必要はありません。自分の気持ちを大切に、判断する権利があります。

#### 【考えられる対処方法】

- 信頼出来る人に話す。
- もし、可能なら不快であることをはっきり相手に伝える。
- あなたの受けたハラスメントについて記録をする。
- 相談員に相談する。

#### ◇被害を打ち明けられたら・・・

まわりがいつでも本人の辛い気持ちを受けとめ、本人の気持ちや判断を尊重することが一番大事です。

#### 【考えられる対処方法】

- とにかく話に耳を傾ける。
- 「あなたが悪いのではない」ということ、自分が「味方」であることを伝える。
- 必要があれば、相談員まで同行する。
- 必要があれば、証人になる。

## 聖カタリナ大学・同短期大学部での問題解決

ハラスメントに遭ったときに、相手方との間での問題を解決するための方法には、当事者間での話し合い（「調停」）と強制的に措置をとるもの（「苦情の申し立て」）の2つがあります。いずれの手段を取る場合にも、事前に必ず相談員に相談してもらうこととなります。どの手段をとるのが最も適切かについて、相談員と一緒に考えていきましょう。

相談を受けた相談員からの報告により、学長は必要と認められた場合は調査会を設置します。調査会は、被害を受けたとする者と行為者とされた者およびそのほかの関係者から事実関係の事情聴取を行います。

学長は、調査会の報告を受けて、必要と認められた場合は理事会で審議し、被害を受けたとする者および行為者とされた者に対して必要な措置を講じます。この内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができます。